# 国家戦略特別区域を定める政令 （平成二十六年政令第百七十八号）

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

* 一  
  宮城県仙台市の区域
* 二  
  秋田県仙北市の区域
* 三  
  千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域
* 四  
  新潟県新潟市の区域
* 五  
  愛知県の区域
* 六  
  京都府、大阪府及び兵庫県の区域
* 七  
  兵庫県養父市の区域
* 八  
  広島県及び愛媛県今治市の区域
* 九  
  福岡県北九州市及び福岡市の区域
* 十  
  沖縄県の区域

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年八月二八日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一月二九日政令第二九号）

この政令は、公布の日から施行する。